

○開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

別表（第二条関係）		改正案		別表（第二条関係）		現行		
占用物件			单位			占用料		
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	所在地			第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱
一本に			第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	
〇〇	三、三	〇〇	一、六	二、四	〇〇	一、四	二、一	〇〇
〇〇	一、四	〇〇	六六〇	一、〇	〇〇	六一〇	九四〇	〇〇
	九二〇		四四〇	六八〇		四三〇	六六〇	九〇〇
	七三〇		三五〇	五四〇		三六〇	五五〇	七四〇
	六三〇		三〇〇	四七〇		三一〇	四八〇	六五〇

第一号	第一項	第十二条	法第三	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他線類	路上に設ける変圧器	年
年	つき	一	個	年	年	年	年	年	年	年	年
〇〇	一、四	八	二	四	一	三、一	一四〇	一	二	一	一
五八〇	四	四	六	五九〇	〇〇	一、三	五九	〇	〇	〇	〇
三九〇	二	二	四	四〇〇	〇〇	八七〇	四〇	〇	〇	〇	〇
三一〇	二	二	三	三二〇	〇〇	六九〇	三二	〇	〇	〇	〇
二七〇	二	二	三	二七〇	〇〇	四四〇	二七	〇	〇	〇	〇

第一号	第一項	第十二条	法第三	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他線類	路上に設ける変圧器	年
年	つき	一	個	年	年	年	年	年	年	年	年
〇〇	一、二	七	二	一、二	〇〇	二、七	一二〇	二	二	一	一
五四〇	三	三	五	五五〇	〇〇	一、二	五五	〇	〇	〇	〇
三八〇	二	二	四	三九〇	〇〇	八五〇	三九	〇	〇	〇	〇
三一〇	二	二	三	三二〇	〇〇	七〇〇	三二	〇	〇	〇	〇
二七〇	二	二	三	二八〇	〇〇	四五〇	二八	〇	〇	〇	〇

				物 工 作 に 掲 げ						
広告塔				郵便差出箱 及び信書便 差出箱	所 び公衆電話 するもの及 他これに類 するもの及 変圧塔その 他これに類 するもの及	地下に設け る変圧器				
表示面	積一平	方メー	トルに つき一	年	一個に つき一	年	トルに つき一	方メー	積一平	占有面
		一九	〇〇〇						八五〇	
		三八	〇〇						三五〇	
		一七	〇〇						二四〇	
		九六〇							一九〇	
		六七〇							一六〇	

				物 工 作 に 掲 げ						
広告塔				郵便差出箱 及び信書便 差出箱	所 び公衆電話 するもの及 他これに類 するもの及 変圧塔その 他これに類 するもの及	地下に設け る変圧器				
表示面	積一平	方メー	トルに つき一	年	一個に つき一	年	トルに つき一	方メー	積一平	占有面
		一九	〇〇〇						七三〇	
		三八	〇〇						三三〇	
		一九	〇〇						二三〇	
		一	〇〇						一九〇	
		七六〇							一七〇	

以上〇・一メートル 外径が〇・一メートル 外径が〇・二メートル 〇七メートル以上〇・一メートル 未満のもの	〇七メートル以上〇・一メートル 外径が〇・二メートル 〇七メートル	〇七メートル未満のもの	その他のもの	年			
				年	つき	一	年
二一〇	八五	五九	〇〇	二、八			
五三	三五	二五	〇〇	一、二			
三六	二四	一七		七九〇			
二八	一九	一三		六三〇			
二四	一六	一一		五四〇			

以上〇・一メートル 外径が〇・一メートル 外径が〇・二メートル 〇七メートル以上〇・一メートル 未満のもの	〇七メートル以上〇・一メートル 外径が〇・二メートル 〇七メートル	〇七メートル未満のもの	その他のもの	年			
				年	つき	一	年
一一〇	七三	五一	〇〇	二、四			
四九	三三	二三	〇〇	一、一			
三五	二三	一六		七七〇			
二九	一九	一三		六四〇			
二五	一七	一一		五六〇			

四メートル 外径が〇・	満のもの メートル未 以上〇・四 三メートル	外径が〇・ 三メートル	満のもの メートル未	る物件 に掲げ 第二号	第一項 二メートル 以上〇・三	第十二条 外径が〇・ 二メートル	法第三 二メートル 以上〇・	一五メートル 以上〇・	外径が〇・ 一五メートル	五メートル 未満のもの
	三四〇				二五〇			一七〇		
	一四〇				一一〇			七一		
	九五				七一			四七		
	七六				五七			三八		
	六五				四九			三三		

四メートル 外径が〇・	満のもの メートル未 以上〇・四 三メートル	外径が〇・ 三メートル	満のもの メートル未	る物件 に掲げ 第二号	第一項 二メートル 以上〇・三	第十二条 外径が〇・ 二メートル	法第三 二メートル 以上〇・	一五メートル 以上〇・	外径が〇・ 一五メートル	五メートル 未満のもの
	二九〇				二二〇			一五〇		
	一三〇				九八			六六		
	九三				七〇			四六		
	七六				五七			三八		
	六七				五〇			三四		

街及 階数が	地下 の	階数が 一のもの	掲げる施設 法第三十二條第一項 第三号及び第四号に	もの		
				外径が一メ ートル以上	外径が〇・ 七メートル 以上一メー トル未満の もの	外径が〇・ 七メートル未 満のもの
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額			〇〇 二、八	〇〇 一、七	八五〇	五九〇
				〇〇 一、二	三五〇	二五〇
				七九〇	二四〇	一七〇
				六三〇	一九〇	一三〇
				五四〇	一六〇	一一〇

街及 階数が	地下 の	階数が 一のもの	掲げる施設 法第三十二條第一項 第三号及び第四号に	もの		
				外径が一メ ートル以上	外径が〇・ 七メートル 以上一メー トル未満の もの	外径が〇・ 七メートル未 満のもの
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			〇〇 二、四	〇〇 一、五	七三〇	五一〇
				〇〇 一、一	三三〇	一三〇
				七七〇	二三〇	一六〇
				六四〇	一九〇	一三〇
				五六〇	一七〇	一一〇

標識	。除くのを除くもの				（ア）看板に設置するもの				その他のもの									
	年	つき	トル	方メー	積一平	表示面	月	つき	トル	方メー	積一平	表示面	月	つき	トル	方メー	積一平	占用面
〇〇			〇〇〇	一九				〇〇	一、九						〇〇	一、九		
九五〇			〇〇	三、八					三、八〇							三、八〇		
六三〇			〇〇	一、七					一七〇							一七〇		
五〇〇				九六〇					九六							九六		
四四〇				六七〇					六七							六七		

標識	。除くのを除くもの				（ア）看板に設置するもの				その他のもの									
	年	つき	トル	方メー	積一平	表示面	月	つき	トル	方メー	積一平	表示面	月	つき	トル	方メー	積一平	占用面
〇〇			〇〇〇	一九				〇〇	一、九						〇〇	一、九		
八七〇			〇〇	三、八					三、八〇							三、八〇		
六二〇			〇〇	一、九					一九〇							一九〇		
五一〇			〇〇	一、一					一一〇							一一〇		
四五〇				七六〇					七六							七六		

令第七 条第一 号に掲げる物件											お旗		年							
幕(祭礼)	令第七	七条	第四	号に	掲げ	る工	に設け	るもの	その他	のもの	に設け	るもの		に設け	るもの	に設け	るもの	に設け	るもの	
祭礼、	縁日そ	他の	催しに	際し、	一時的	に設け	るもの	その他	のもの	に設け	るもの									
その面	積一平	方メー	トルに	つき一	日			一本に	つき一	月			一本に	つき一	日					
	一九〇							一、九	〇〇				一九〇							
	三八							三八〇					三八							
	一七							一七〇					一七							
	一〇							九六					一〇							
	七							六七					七							

令第七 条第一 号に掲げる物件											お旗		年							
幕(祭礼)	令第七	七条	第四	号に	掲げ	る工	に設け	るもの	その他	のもの	に設け	るもの		に設け	るもの	に設け	るもの	に設け	るもの	
祭礼、	縁日そ	他の	催しに	際し、	一時的	に設け	るもの	その他	のもの	に設け	るもの									
その面	積一平	方メー	トルに	つき一	日			一本に	つき一	月			一本に	つき一	日					
	一九〇							一、九	〇〇				一九〇							
	三八							三八〇					三八							
	一九							一九〇					一九							
	二							二〇					二							
	八							七六					八							

令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第三号に掲げる工作物	チ ア				。 除く のを るも であ 施設									
		の 他 の も の		る も の		の も の		そ の 他							
		占 用 面	積 一 平	方 メ ー	ト ル に	車 道 を	横 断 す	る も の	そ の 他	そ の 面					
年	つ き 一	ト ル に	方 メ ー	積 一 平	占 用 面	月	つ き 一	一 基 に	月	つ き 一	ト ル に	方 メ ー	積 一 平	そ の 面	
Aに〇・〇三四を乗じて得た額	〇〇	二、八	〇〇	九、七	〇〇〇	一、九	〇〇〇	〇〇	一、九	〇〇	〇〇	三、八〇	一、七〇	九六	六七
	〇〇	一、二	〇〇	一、九	〇〇	三、八	〇〇	〇〇	三、八〇	〇〇	〇〇	一、七〇	九六	六七	
	〇〇	七九〇	〇〇	八七〇	〇〇	一、七	〇〇	〇〇	一、七〇	〇〇	〇〇	一、七〇	九六	六七	
	〇〇	六三〇	〇〇	四八〇	〇〇	九六〇	〇〇	〇〇	九六〇	〇〇	〇〇	九六	六七	六七	
	〇〇	五四〇	〇〇	三四〇	〇〇	六七〇	〇〇	〇〇	六七〇	〇〇	〇〇	六七	六七	六七	

令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第三号に掲げる工作物	チ ア				。 除く のを るも であ 施設									
		の 他 の も の		る も の		の も の		そ の 他							
		占 用 面	積 一 平	方 メ ー	ト ル に	車 道 を	横 断 す	る も の	そ の 他	そ の 面					
年	つ き 一	ト ル に	方 メ ー	積 一 平	占 用 面	月	つ き 一	一 基 に	月	つ き 一	ト ル に	方 メ ー	積 一 平	そ の 面	
Aに〇・〇二八を乗じて得た額	〇〇	二、四	〇〇	九、三	〇〇〇	一、九	〇〇〇	〇〇	一、九	〇〇	〇〇	三、八〇	一、九〇	一一〇	七六
	〇〇	一、一	〇〇	一、九	〇〇	三、八	〇〇	〇〇	三、八〇	〇〇	〇〇	一、九〇	一一〇	七六	
	〇〇	七七〇	〇〇	九三〇	〇〇	一、九	〇〇	〇〇	一、九〇	〇〇	〇〇	一、九〇	一一〇	七六	
	〇〇	六四〇	〇〇	五三〇	〇〇	一、一	〇〇	〇〇	一、一〇	〇〇	〇〇	一、一〇	一一〇	七六	
	〇〇	五六〇	〇〇	三八〇	〇〇	七六〇	〇〇	〇〇	七六〇	〇〇	〇〇	七六	七六	七六	

令第七 条第八	地上に設け るもの	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面下（当該 路面下の地 下を除く。 ）に設け るもの	令第七 条第六号に掲 げる仮設建築物及び 同条第七号に掲げる 施設	令第七 条第六号に掲 げる仮設建築物及び 同条第七号に掲げる 施設	同条第五号に掲げる 工事用材料	同条第五号に掲げる 工事用材料	積一平 方メー トルに つき一 月	占用面 積一平 方メー トルに つき一 月
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一	三を乗じて得た額	二八〇	〇〇	〇〇	一、九	
		Aに〇・〇一	五を乗じて得た額	二二〇			三八〇	
		Aに〇・〇一	七を乗じて得た額	七九			一七〇	
		Aに〇・〇一	九を乗じて得た額	六三			九六	
		Aに〇・〇二	四を乗じて得た額	五四			六七	

令第七 条第八	地上に設け るもの	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面下に設け るもの	令第七 条第六号に掲 げる仮設建築物及び 同条第七号に掲げる 施設	令第七 条第六号に掲 げる仮設建築物及び 同条第七号に掲げる 施設	同条第五号に掲げる 工事用材料	同条第五号に掲げる 工事用材料	積一平 方メー トルに つき一 月	占用面 積一平 方メー トルに つき一 月
(新設)	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一	二を乗じて得た額	二四〇	〇〇	〇〇	一、九	
		Aに〇・〇一	四を乗じて得た額	一一〇			三八〇	
		Aに〇・〇一	六を乗じて得た額	七七			一九〇	
		Aに〇・〇一	七を乗じて得た額	六四			一一〇	
		Aに〇・〇二	を乗じて得た額	五六			七六	

備考 一〇七 (略)	令第七条第十二号に掲げる器具				トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架の路(高架の路)の路面三号に掲げるもの)					令第七条第十二号に掲げる器具	
	の	その他のもの	上空に設けるもの	施設	た額	じて得た額	三を乗じて得た額	五を乗じて得た額	七を乗じて得た額	九を乗じて得た額	四を乗じて得た額
	Aに〇・〇二四を乗じて得た額				Aに〇・〇三四を乗じて得た額					Aに〇・〇三四を乗じて得た額	
	Aに〇・〇三四を乗じて得た額				Aに〇・〇三四を乗じて得た額					Aに〇・〇三四を乗じて得た額	

備考 一〇七 (略)	令第七条第十二号に掲げる器具				トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架の路(高架の路)の路面三号に掲げるもの)					令第七条第十二号に掲げる器具	
	の	その他のもの	上空に設けるもの	施設	た額	じて得た額	二を乗じて得た額	四を乗じて得た額	六を乗じて得た額	七を乗じて得た額	を乗じて得た額
	Aに〇・〇二を乗じて得た額				Aに〇・〇二八を乗じて得た額					Aに〇・〇二八を乗じて得た額	
	Aに〇・〇二八を乗じて得た額				Aに〇・〇二八を乗じて得た額					Aに〇・〇二八を乗じて得た額	

八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 (略)

八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

九 (略)